



地域（亀山市）と連携の取れた三重県づくり
三重県議会議員 県政レポート
長田たかひさ

2024年 1月
No.60



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 防災県土整備企業常任委員会 委員
(防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること。)
- 予算決算常任委員会 委員
- 再生可能エネルギーに関する検討会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

10月補正予算より

■県内旅行需要の平準化促進 4 億 6,000 万円

平日における宿泊を促進することで旅行需要の平準化を進めるとともに、県内の宿泊者数等が未だコロナ前の水準まで回復していないことから、旅行需要を喚起するためにクーポンを配布する「平日ゆったりみえ旅キャンペーン」の実施。

「平日ゆったりみえ旅キャンペーン」概要

実施期間

宿泊

令和 5 年 12 月 11 日（月）～令和 6 年 2 月 29 日（木）宿泊分
（令和 6 年 3 月 1 日チェックアウトまで）
休日及び、年末年始は除く（12/29～1/2 泊）は除く
※期間中であっても予算額の上限に到達した時点で終了となります。

みえ旅クーポン
（電子クーポン）

1 人 1 泊あたり旅行代金が、

「10,000 円以上～15,000 円未満」の場合は、1 人 1 泊あたりのクーポン金額は、2,000 円

「15,000 円以上～20,000 円未満」の場合は、1 人 1 泊あたりのクーポン金額は、3,000 円

「20,000 円以上」の場合は、1 人 1 泊あたりのクーポン金額は、4,000 円

※1 人あたり 10,000 円未満の宿泊代金の場合は、クーポンの適用はありません。

※平日とは・・・

宿泊日とチェックアウトの両方もしくは、どちらかが、平日の場合を「平日」とします。
（宿泊日と翌日の両方が土日祝の場合は「休日」）

（例）

木（祝日）	金	土	日	月
平日	平日	休日	平日	平日

適用条件：1 人 1 泊 10,000 円以上が対象となります（大人・子ども共に）。

ルームチャージ（室料）の場合は、小学生以上が 1 人あたり代金の人数の対象となります。

みえ旅クーポン発行場所：三重県内宿泊施設

旅行申込先：三重県内宿泊施設、三重県内旅行事業者

みえ旅クーポン利用可能エリア：三重県内登録店舗

連泊制限

3 連泊まで（4 連泊以上の場合は、4 泊目から対象外となります。）

適用外（休日）も 1 日とカウントします。その場合は平日のみクーポン対象となります。

観光三重 平日ゆったりみえ旅キャンペーン案内ページ
<https://www.kankomie.or.jp/report/651>



お問い合わせ先 050-3820-7199
【受付時間】 9:30 ～ 17:30（全日対応）
※12/30 ～ 1/2 を除く

12月補正予算(その4)より

■省エネ家電への買い換え等促進による生活者支援 5 億 5,885 万 3 千円

対象店舗において省エネ家電の購入時に、購入金額の最大20%相当のポイントを付与

- ・対象製品:省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具、電気温水機器を予定
- ・対象店舗:みえ省エネ家電推進協力店舗 (R5.9.13現在 522店舗) (省エネ家電の省エネ性能や省エネになる使い方を来店者等へ丁寧にわかりやすく伝えていただける店舗)
- ・対象期間:令和6年3月下旬～令和6年8月末を予定
- ・申込方法:Webサイトでの申込みを原則とし、郵送も可能とする予定
- ・ポイント付与の仕組み:対象店舗から申込みに必要なチケットを配布予定

■LP ガス料金の高騰に対する支援 16 億 5,000 万円 (令和 5 年度予算累計額 :33 億円)

LPガス料金の高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者及び事業者等に対して、販売事業者を通じて高騰分の一部支援を継続する。

- ・支援対象:一般消費者・事業者等(50万世帯・者)
- ・支援方法:減額助成事業を行う販売事業者への補助
- ・支援額:1契約につき3,000円
- ・対象期間:令和5年10月分から令和6年3月分（原則として）

Information

鈴鹿亀山道路 令和5年11月25日中心杭打ち式が行われました

事業概要

鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市野辺町の鈴鹿四日市道路を起点とし、亀山市辺法寺町の亀山JCTに至る延長10.5kmのバイパスで東名阪自動車道や新名神高速道路に接続する自動車専用道路です。



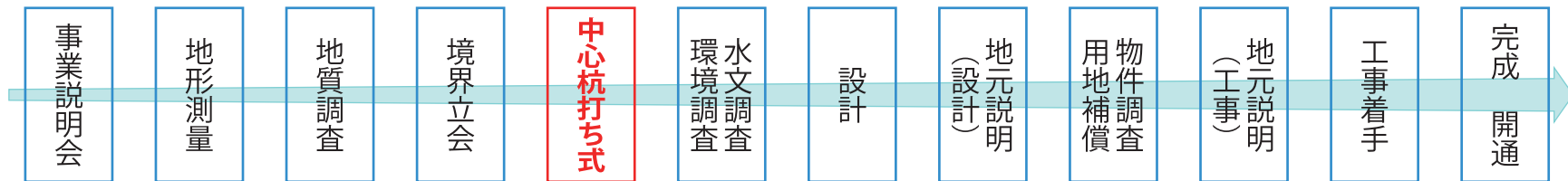
道路計画位置図



完成イメージ（仮称川崎下庄線IC）

亀山市川崎町付近

進捗状況



Information

「三重おもいやり駐車場利用証制度」のマークが令和5年12月1日より変更されました

(1)内部障がい者のピクトグラムの変更

外見からは理解されにくい、内部障がいなどによるめまいや息切れなどにより歩行が困難な方が利用しやすいよう、全国的に普及しているデザインに変更

(2)妊産婦のピクトグラムの変更

乳幼児を連れた保護者が利用しやすいよう、乳幼児とベビーカーを追加したデザインに変更



「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要の方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

※利用証交付対象者

- 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方で、区分ごとに等級等の要件を満たしている方
- 要介護高齢者
介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1から5」である方
- 難病患者
特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、または小児慢性特定疾患医療受給者である方
- 妊産婦等
母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は産後3年)までの方
※妊産婦のみでの使用は、産後6か月まで
※有効期間中に生後2年(多胎児の場合は生後3年)未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の方も使用可
- けが人
けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められた方
- その他
上記以外で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められた方

※亀山市における受付および交付窓口は、総合保健福祉センター「あいあい」地域福祉課の5番窓口(障がい者支援グループ)です。



おもいやり駐車場

◇県政報告会

854回	10月22日	福德公民館	855回	11月5日	下白木公民館	856回	11月11日	阿野田公民館	857回	11月12日	羽若町公民館
858回	11月12日	田村町公民館	859回	12月2日	南鹿島公民館	860回	12月3日	みずきが丘集会所	861回	12月10日	名越公民館
862回	12月15日	遊快亭	863回	12月17日	住山公民館						